

# 篠目中いじめ防止基本方針

安城市立篠目中学校

## 1 いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることが大切です。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、安城市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

### (1) いじめの定義（「安城市いじめ防止基本方針」より）

「いじめ」とは、当該の生徒と何らかの関わりのある他の生徒（※1）が、心理的又は物理的な影響を与える行為（※2）であって、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（※3）をいう。

＜いじめの定義に関する補足事項＞

前述の文中における※1～※3について、以下の通り補足を加えます。

※1 「何らかの関わりのある他の生徒」とは

同じ学級や友人関係を指すもののみならず、他学年や部活動の関係、塾や校外諸活動等、当該生徒と何らかの人的関係をもつ仲間や集団をさし、同一学校でない場合も該当します。

※2 「心理的または物理的な影響」とは

心理的な影響とは、生徒がこの行為によって精神的に何らかの問題を抱える場合を指します。物理的な影響とは、身体に関わる影響を受けるほか、金品を要求されたり、物を隠されるなどの当該生徒が困る問題を生じたり、当該生徒が嫌がる行為を無理矢理させたりすることを意味します。

※3 「対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とは

特に個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断にもかかわる問題となりますが、表面的・形式的なことではなく、いじめられた生徒の立場に立った際に当該生徒が苦痛と感じたことが必要です。

例えば、いじめられて本当は苦痛であっても、本人がそれを否定する場合があるため、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。外見的にはけんかのように見えることでも、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある状況の調査を行い、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。また、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたとしても、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

### 【具体的ないじめの例】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

## (2) 教職員の意識

すべての教職員は、いじめの未然防止に向けて「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことを生徒にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努めていきます。

また、「いじめはどの子どもにも起こりうるものであること」さらに「いじめは人間の命にかかわる問題であること」という認識をもって生徒に接します。そして、いじめに苦しんでいる生徒のために、いじめの兆候をできるだけ早く察知し、早期解決を心がけていきます。

## 2 いじめ防止に関する組織

### (1) いじめ不登校対策委員会

#### ア いじめ不登校対策委員会の設置

いじめ対策について総括的組織としての「いじめ不登校対策委員会」を設置します。同委員会は、いじめ対策について意志決定を行い、全ての教員が一致団結していじめの問題に取り組むための指導的役割を果たします。いじめの問題の指導には、学級担任等が個々に取り組むものではなく、学校をあげて取組を推進し、状況に応じたメンバーでチームを組んで指導します。

また、いじめの指導状況の共有や勤務時間外の対応等のために、校長または教頭、生徒指導主事を中心として「いじめ不登校対策小委員会」を組織し、迅速な対応に努めます。

#### イ いじめ不登校対策委員会の構成

いじめ不登校対策委員会の構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、生徒支援担当、保健主事、教務主任、校務主任、事務長、養護教諭、学年主任、特別支援学級主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

いじめ不登校対策小委員会は、校長または教頭、生徒指導主事が招集し、関係学年の学年主任、学年職員等で組織する。

#### ウ いじめ不登校対策委員会の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口

- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有
- ・いじめの疑いに係る情報があった際の組織的な対応、いじめ事案の事実関係を調査する中心的な組織

## (2) 生徒支援委員会

### ア 生徒支援委員会の構成

校長、教頭、生徒指導主事、生徒支援担当、保健主事、教務主任、校務主任、事務長、養護教諭、学年主任、特別支援学級主任、スクールソーシャルワーカー

### イ 生徒支援委員会の役割

問題行動、不登校、いじめの問題は、「支援の要する生徒」への対応であると考え、学校生活上の困難を抱えている生徒への支援を考える場とします。また、生徒支援委員会をもって、定期的いじめ不登校対策委員会とします。

- ・問題行動、いじめ、不登校、特別支援教育についての情報共有
- ・共有された情報をもとにした具体的な支援策の協議、支援方針の決定

## (3) 地域と連携した組織

### ア 篠目中学区健全育成会、篠目中学校区健全育成協議会

- ・地域の有識者、警察、青少年愛護センターとの連携の場

### イ ふれあい会議

- ・各学級のリーダーでいじめに関する意見交換、協議
- ・ふれあいネット地域代表や保護司との協力体制

## 3 いじめの防止に関する具体的な取組

### (1) 未然防止の取組

ア だれもがどこかに居場所がある学級・学校づくり、部活動運営に努めます。

イ 団活動での縦のつながりを重視し、認め合い・支え合う関係づくりに努めます。

ウ 道徳を中心に「互いを思いやる心」「自分も他人も同じように尊重する心」を育みます。

エ 楽しく魅力ある授業づくり、「学び合い」のある授業づくりに努めます。

オ 全ての教育活動のなかで、規範意識の醸成と道徳性、社会性の伸長を図ります。

カ 人権週間での取組を推進し、人権意識の向上に努めます。

- ・人権放送による啓発、人権やいじめ防止に関わる標語・作文コンクール等への参加

キ 障害のある生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

ク 外国籍生徒については、言語や文化の差からいじめに繋がらないよう、教職員、生徒、保護者等の外国籍生徒に対する理解を促進し、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

### (2) 早期発見の取組

ア 安心して相談できる雰囲気と体制づくりに努めます。

- ・日ごろから積極的な声掛けによる、生徒と教職員とのつながりづくり
- ・部活動顧問・養護教諭・SC・SSW等と効果的に連携した、生徒の不安や悩みを積極的に受け止める体制

イ 日常生活の中にあるいじめのサインをつかむことができるように努めます。

- ・生徒が安心して心を開ける雰囲気と体制づくり
- ・日記や生活記録、道徳・学活等の振り返りの言葉

- ・朝のあいさつ、休み時間の様子、何気ない会話
- ウ 「いじめアンケート」「きずなアンケート」「こころアンケート」「QUアンケート」などを実施し、いじめ発見に向けた積極的な取組を行います。
- エ 安城市教育センターやこころの電話相談など、校外の相談施設の機能や利用の仕方を生徒や保護者に周知し、必要に応じて活用するよう啓発します
- オ 家庭訪問や電話連絡、さらには各部の懇談会を通して、保護者との情報交換、情報共有を密にするように努めます。

### (3) 早期対応の取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通します。また、加害生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。これらの対応については教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。

#### ア 実態把握

- ・指導に当たっては、当該生徒双方、周囲の生徒から個々に事情を聞き取り、全体像を把握します。
- ・関係教職員で情報を共有し、指導体制、指導方針、役割分担を明確にします。
- ・指導方針の共通理解のもと、生徒、保護者に対応します。また、事案に対して教育委員会、関係機関と連携します。

#### イ 生徒、保護者への指導

- ・当該生徒から、状況や気持ちを十分に聴き取ります。
- ・いじめられた生徒からは共感的に話を聞きます。必要に応じて、SC・SSWにつなぎ、少しでも不安を取り除くように努めます。
- ・いじめた生徒には、いじめは非人道的な行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させます。
- ・それぞれの保護者には事実関係や相手の生徒、保護者の気持ちを伝えるとともに、今後の指導方針や指導体制等を伝えます。
- ・指導後は、生徒や保護者に随時、経過報告をし、安心して生活できるように見守り続けます。

#### ウ 周囲の生徒への指導

- ・当該生徒の問題にとどめず、当該生徒のプライバシーに十分注意したうえで、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解決を目指した取組を進めます。

### (4) インターネットやソーシャルメディアを利用したいじめへの対応

#### ア 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアによる危険性やトラブルについて、専門家による情報モラル教育を定期的実施するとともに、保護者や地域への啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に積極的に協力依頼します。

#### イ 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、事実を確認し、迅速な対応を図ります。
- ・事案によっては警察等の関係機関と連携して対処します。

## (5) いじめの解消

- ・いじめが発生した場合、保護者の協力を得るとともに、SCやSSW等の専門家、警察、児童相談センターと連携するとともに、教育委員会の指導・助言を受けながら対応にあたります。
- ・いじめが一旦おさまった後も継続的に見守り、「①いじめに係る行為が止んでいること」「②被害者が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている期間が3か月継続して見られる場合に「いじめは解消している」と判断します。ただし、要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

重大事態とは、次のようなものをさします。

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

### (2) 重大事態への対応

重大事態であると判断した場合は、直ちに教育委員会へ事態発生について報告します。そして、教育委員会からの指導のもと、「いじめ不登校対策委員会」に、事態の内容に応じて弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者の参加を図りながら、事態の解決にあたります。また、必要に応じて、警察との連携を図ります。

(別紙1 重大事態対応フォロー図 参照)

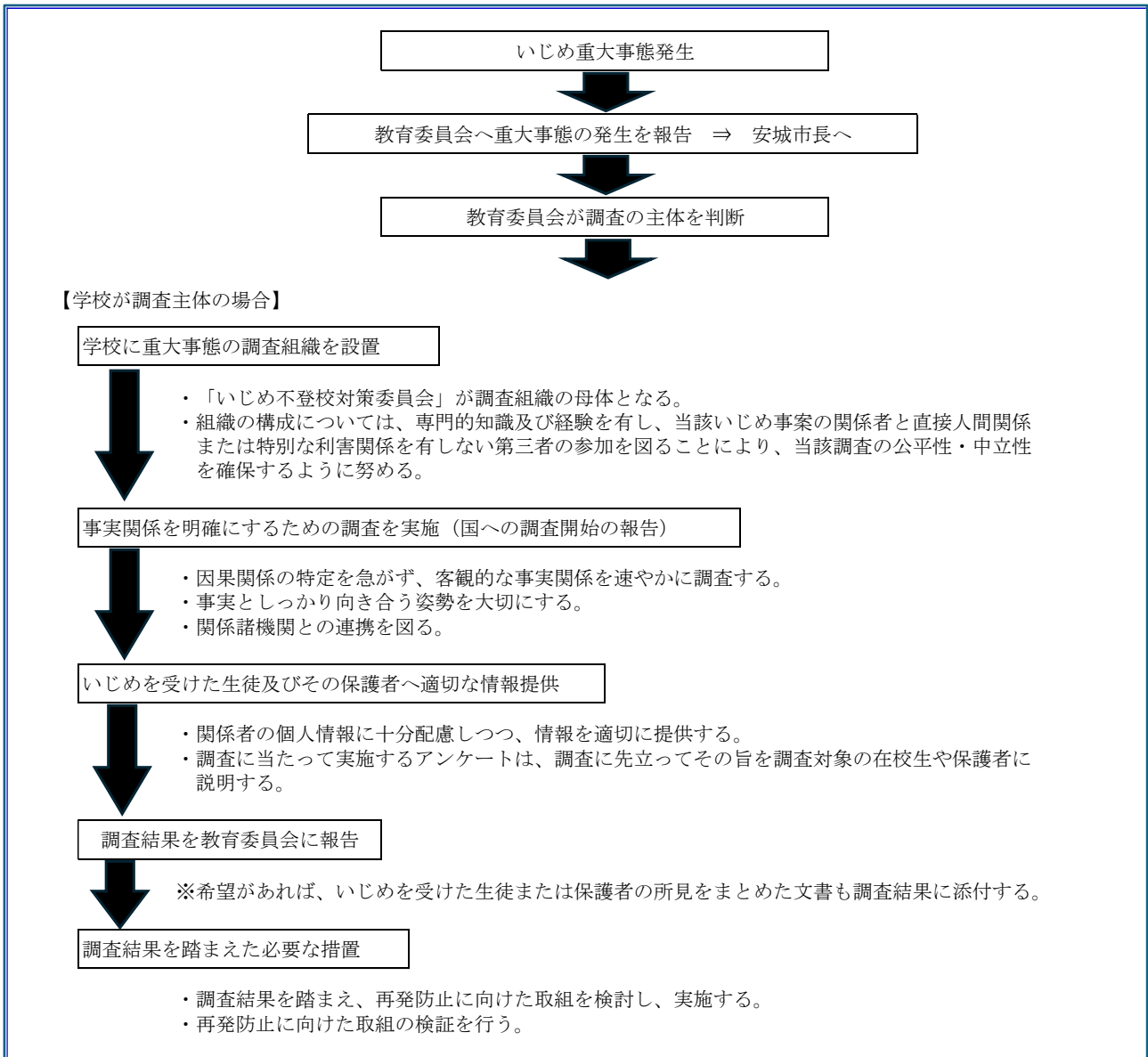
## 5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- ・「篠目中いじめ防止基本方針」をはじめとする取り組みは、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努めます。
- ・「学校評価アンケート」にいじめに関する項目を盛り込み、生徒・保護者・青少年健全育成会委員・教職員による評価を行い、「いじめ不登校対策委員会（生徒支援委員会）」で検証し、見直しを図ります。

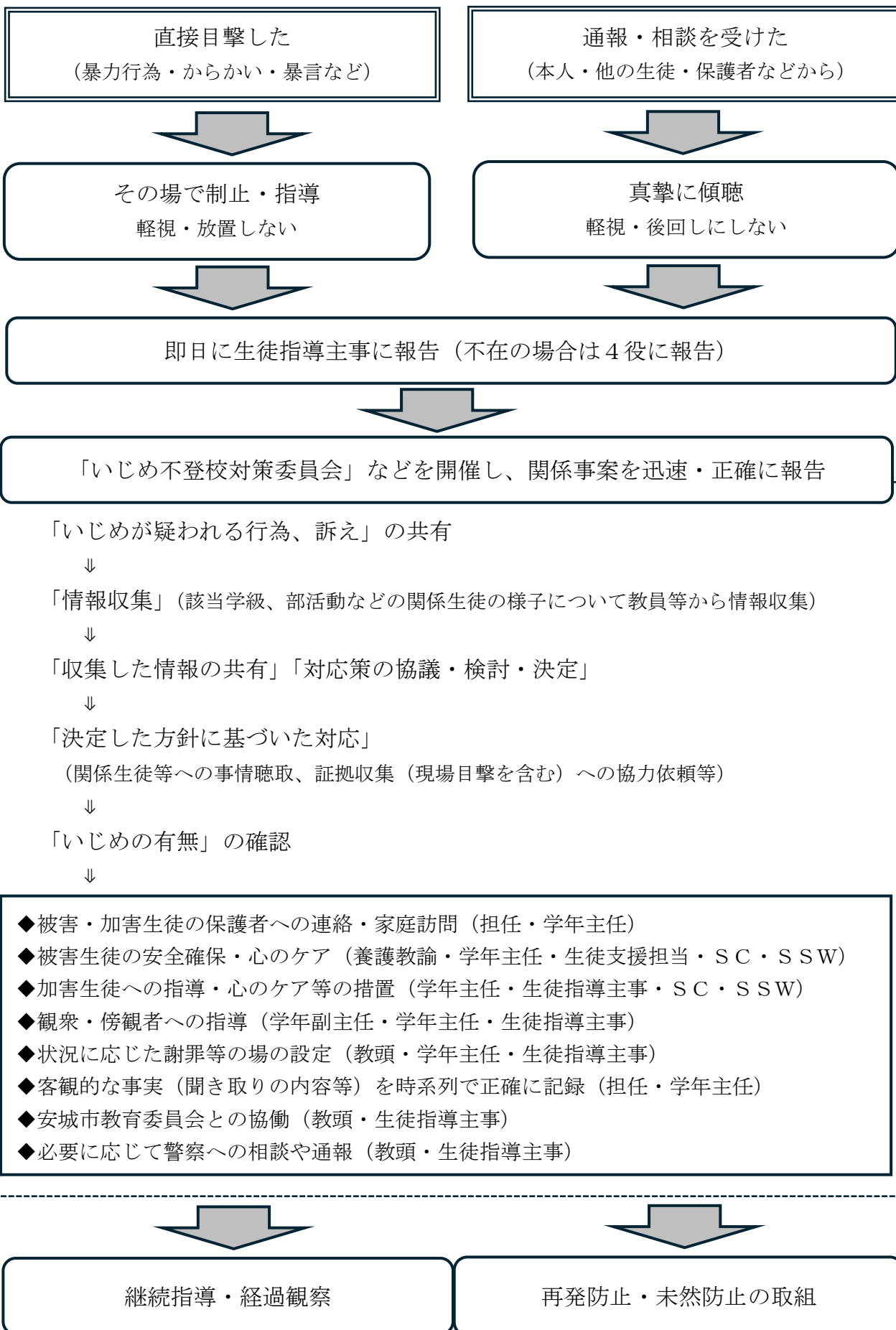
## 6 その他

- ・「学校いじめ防止基本方針」は、4月にホームページに掲載します。

(別紙1 「重大事態対応フォロー図」)



## 【いじめが疑われる行為を発見、訴えを聞いた場合の対応の流れ】



## 取組の年間計画

月	4月	5月	6月	7月
会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導全体会</li> <li>生徒支援委員会 (月④※1)</li> <li>生徒指導委員会 (金②※2)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年健全育成会・協議会</li> </ul>	
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>S C相談方法の周知</li> <li>S S W相談方法の周知</li> <li>ケータイスマホ教室</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>学区巡回指導</li> </ul>
早期発見		<ul style="list-style-type: none"> <li>こころアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> <li>Q-Uアンケート</li> <li>教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別懇談会</li> <li>Q-U結果の分析</li> </ul>

月	8月	9月	10月	11月
会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中ブロック会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内ふれあい会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市ふれあい会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年健全育成会・協議会</li> </ul>
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権作文、習字の作成</li> <li>学区巡回指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業参観 (全校「道徳」)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価アンケート</li> <li>学区巡回指導</li> </ul>
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>Q-U結果の分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>きずなアンケート</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> <li>Q-Uアンケート</li> <li>教育相談</li> </ul>

月	12月	1月	2月	3月
会議等				<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導全体会 いじめ基本方針の見直し</li> </ul>
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権週間の啓発活動 人権作文の視聴 人権に関する習字、標語、ポスターの募集 薬物乱用防止教室 (2年)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価アンケート等をもとにした基本方針の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価アンケート等をもとにした基本方針の見直し</li> </ul>
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別懇談会</li> <li>Q-U結果の分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別懇談会 (3年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> <li>教育相談</li> </ul>	